

## 令和6年度 第1回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和6年6月28日(金) 15:30~16:15
2. 場所 富山労働局5階大会議室(会議室501~503)
3. 出席者  
公益代表委員 長尾会長、柳原委員、堀岡委員  
労働者代表委員 石田委員、大森委員、山本委員、鈴木委員  
使用者代表委員 寺山委員、八田委員  
事務局 小島労働局長、倉重労働基準部長、  
成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

### 4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 富山県最低賃金審議運営事項(案)について
- (3) 当面の審議日程(案)について
- (4) 最低賃金に関する基礎調査の実施について
- (5) その他

### 5. 資料

別添のとおり

### 6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] それでは定刻となりましたので、令和6年度第1回富山地方最低賃金審議会を始めさせていただきますと思います。

本日は、公益代表委員の高倉委員、両角委員、労働者代表委員の黒川委員、使用者代表委員の江下委員、森口委員、和田委員が御欠席ですが、定足数を満たしておりますので、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、議事に入ります前に、開会にあたりまして、富山労働局長の小島より御挨拶申し上げます。

[小島労働局長] 労働局長の小島でございます。

委員の皆様には、本日は御多忙の中、令和6年度第1回富山地方最低賃金審議会に御出席いただき、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃より、労働行政の運営につきまして、多大なる御支援、御協力をいただいているところでございまして、併せて、深く感謝申し上げる次第でございます。

本日は、この後、御案内のとおり、私から、長尾会長あてに、富山県最低賃金の改正につきまして諮問させていただくこととしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、御承知のとおり、今週の6月25日に、武見厚生労働大臣から、中央最低賃金審議会に令和6年度地域別最低賃金改定の目安について、諮問が行われたところでありまして、今年度の最低賃金の改正に関する調査審議が、全国の地方最低賃金審議会が始まろうとしております。

地域別最低賃金に関しましては、申すまでもなく、地域における労働者の生計費、賃金、

通常の事業の賃金支払能力を考慮して決定することとなりますが、県内の状況を見ますと、労働者の生計費に関連いたします消費者物価指数は、全国的にも上昇し、賃金に関しましても、大企業を中心に大幅な賃金アップが伝えられており、この賃金引上げの流れを中小・小規模事業者に波及させるべく、労働局におきましても業務改善助成金や、非正規労働者の正社員化を支援するキャリアアップ助成金などの周知、利用勧奨に取り組んでいるところです。

また、県内の雇用情勢を見ますと、5月の受理地別の有効求人倍率は、全国平均の1.24倍を上回り、1.39倍と全国順位では11位、また、富山県内を就業地とした、5月の就業地別の有効求人倍率では、1.57倍と全国順位では6位以内を維持しているところでございまして、引き続き、元日に発生した能登半島地震の雇用に与える影響に注意していく必要はあるものの、富山県は、全国的にみても、求人が求職を上回っている高順位県となっているところです。

この他、御承知のとおり、先週の6月21日に閣議決定されました、改訂版の新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画また、経済財政運営と改革の基本方針2024におきましても、引き続き、最低賃金の引上げが盛り込まれ、政府方針も示されたところでありますので、これらの事情にも配慮した、調査審議をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、各委員におかれましては、毎年厳しい日程での審議となり、大変ご苦勞をおかけいたしますが、今後、中央最低賃金審議会から答申されます目安額なども踏まえ、慎重、かつ、十分な御審議をお願い申し上げ、冒頭の挨拶とさせていただきます。

それでは、今年度、どうぞよろしくお願い申し上げます。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、長尾会長、審議会の進行、よろしくお願いいいたします。

[長尾会長] ただ今から令和6年度第1回富山地方最低賃金審議会の議事に入ります。本日の会議につきましては、「公開」としておりますので、御承知おき願います。

また、審議につきましては、富山地方最低賃金審議会運営規程に基づいて進めて参りたいと存じますので、よろしくお願います。

それでは議事に入らせていただきます。議事1 富山県最低賃金の改正決定について（諮問）につきまして、本日、諮問がなされるとのことでございますので、事務局から願います。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、ただ今より富山労働局長から、富山県最低賃金の改正決定について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動をお願いします。

[小島労働局長] 富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 殿

富山労働局長 小島悟司

富山県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和

56年富山労働基準局最低賃金公示第3号)の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

(局長から会長に諮問文を手交)

[佐竹賃金室長補佐] 報道関係者の撮影は、ここまでとさせていただきます。  
ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。  
なお、お配りする諮問文には、参考に骨太の方針など抜粋したものもお付けしています。

(事務局から諮問文写しを各委員及び傍聴人に配付)

[佐竹賃金室長補佐] 配付いたしましたので、長尾会長、進行のほど、お願いいたします。

[長尾会長] 配付の諮問文につきましては、御確認いただきたいと存じます。  
諮問の趣旨について、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。  
今ほど富山労働局長から富山県最低賃金の改正諮問をさせていただきましたが、その趣旨につきまして御説明いたします。

富山県最低賃金につきましては、最低賃金法第12条に基づき、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮し、その改正決定について、毎年、貴審議会に調査審議をお願いしているところです。

こうした中、本県の動向を見ますと、生計費に関連し5月31日に富山県が発表した経済情勢報告によれば、消費者物価指数は、最低賃金が改正された昨年10月以降、継続して前年比プラス3%程度で推移している状況にあります。

賃金情勢につきましては、連合発表の春季生活闘争の結果では、加重平均で15,236円、率にして5.08%の賃上げ、経団連発表の春季労使交渉の結果においても、規模500人未満では加重平均で10,420円、率にして3.92%の上昇が見られ、県内においても同様の状況にあります。

また、景気動向に関しますと、局長挨拶にもありましたとおり、県内有効求人倍率は1.39倍と求人数が求職者数を上回る状況にあります。

先ほどの富山県経済情勢報告によれば、企業の設備投資は全体として増加し、鉱工業生産は持ち直しの兆しがみられるなど、概況について最近の本県の景気は、持ち直しの動きがみられるとされ、先行きについても、各種政策の効果もあって、持ち直していくことが期待されるとされています。

一方、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響や、世界的な金融引締めに伴う影響などの海外景気の下振れが景気を下押しするリスクに十分注意することに加えて地震の県内経済に与える影響に十分留意する必要があると括られています。

本年におきましては、今ほど諮問文とともに参考としてお配りしております新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針 2024、いわゆる骨太の方針で、最低賃金については、2030 年代半ばまでに 1,500 円となることを目指す目標について、より早く達成ができるよう、中小企業・小規模企業の自動化・省力化投資や、事業承継、M&A の環境整備等について、官民連携して努力する。また、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。とされている点にも御配意いただきまして、御審議のほどよろしく願います。

以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。労働者側いかがですか。

[労働者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがですか。

[使用者側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、当審議会におきましては、諮問に基づき、現下の最低賃金を取り巻く状況等を踏まえ、最低賃金法の趣旨に従って慎重かつ十分に調査・審議を行いたいと考えます。

諮問のありました富山県最低賃金の改正決定につきましては、今後、最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づき専門部会を設置し、同専門部会において審議を進めることとなりますのでよろしく願います。

次に、議事 2 富山県最低賃金審議運営事項（案）についてにつきまして、事務局から説明してください。

[佐竹賃金室長補佐] お手元に、資料 No. 2 として、富山県最低賃金審議運営事項（案）をお配りしております。内容につきましては、前年のものと変更はございません。

委員の皆様におかれましては、内容を御確認いただきますようお願いいたします。

御確認いただきましたでしょうか。

なお、審議運営事項（案）の記の 3 におきまして、専門部会において全会一致で議決した場合に限り、最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を適用し、専門部会の決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする。としております。

その適用に当たっては、資料 No. 3 の 2 枚目に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項を抜粋しておりますが、ここにあるとおり、あらかじめ本審議会に議決しておくことを要件としております。以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局説明のとおり、(案)の記の3については本審議会での議決が必要と  
のことです。(案)のとおり「専門部会において全会一致で議決した場合には、専門部会の  
決議をもって富山地方最低賃金審議会の決議とする」ことと致したいと存じますが、よろ  
しいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] このほかの事項も含め富山県最低賃金審議運営事項(案)につきましては  
原案どおりといたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、富山県最低賃金審議運営事項につきましては、原案どおりとい  
たします。

次に、富山県最低賃金審議運営事項の記の2にございます、参考人からの意見聴取等  
についてですが、事務局からお願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 参考人意見表明書の様式は、資料No.4としてお配りしております。  
意見表明書につきましては、法令に基づき公示を行い、関係労働者及び関係使用者から意  
見を聴取することとしています。

公示期間は7月19日(金)までとしておりますので、意見表明書を提出される場合は、  
この日までに提出いただくようお願い致します。以上です。

[長尾会長] 事務局から公示期間について説明がありましたが、これについて御意見や  
御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、事務局は説明のとおり公示手続きをお  
願いします。

次に、議事3当面の審議日程(案)についてにつきまして、事務局から説明してくださ  
い。

[成田賃金室長] 当面の審議日程について説明させていただきます。資料No.5を御覧く  
ださい。

すでに委員には日程について御了解をいただいているところですが、今一度、説明させて  
いただきます。

資料No.5の1枚目を御覧ください。

次回、第2回本審は、7月26日(金)午前9時30分から開催していただき、中央最低賃金審議会、略して中賃と呼びますが、中賃目安伝達のほか、労働経済等関係指標、最低賃金基礎調査結果等について説明させていただき予定としております。

また、同日は、本審に引き続き、第1回専門部会を開催していただき、部会長等の選出、部会運営規程及び審議日程等について審議いただきたいと考えております。

この後、専門部会につきましては、7月29日(月)に第2回、7月31日(水)に第3回、8月2日(金)に第4回の開催の日程を組んでいます。

まずは、専門部会が8月2日(金)までに結審した場合ですが、その場合は、第3回本審を8月5日(月)午後1時30分に設定しております。

専門部会において8月2日までに全会一致で結審した場合は、先ほど議決いただきましたとおり、専門部会の決議が審議会の決議となり、専門部会において答申を頂きますので、第3回本審では専門部会報告のみとなりますが、全会一致に至らなかった場合は、本審において改めて金額等審議を行っていただき、できれば同日答申を頂きたいと考えております。

また、第3回本審では、特定最低賃金改正の必要性の有無に係る諮問を予定しており、引き続き、必要性の有無を審議する特別小委員会を開催していただければと考えております。

8月5日の本審で地域別最低賃金改正の答申を頂いた場合は、8月20日(火)までの15日間、異議の申出を受け付け、その翌日8月21日(水)午前10時に第4回本審を設定しております。異議申出があった場合は、この本審で異議の取扱いについて審議の上、答申を頂きたいと存じます。

併せて、第4回本審では、特定最低賃金改正の必要性について答申を頂き、それを受けて、特定最低賃金の改正決定について諮問を行う予定としております。

なお、専門部会における審議の予備日として8月5日(月)を確保しており、ここで結審した場合は、引き続き第3回本審を開催したいと存じます。

ここでも結審しないというような場合は、8月7日(水)に専門部会並びに本審の日程を確保しております。答申が8月7日となった場合は、異議申出期間も繰延べられるため、第4回本審も予備日の8月26日(月)に繰延べさせていただきたいと考えております。

8月7日にも答申いただけない場合は、別途日程調整させていただきます。

このほか、特別小委員会が1日で結審しない場合は、予備日として8月19日(月)を設定しています。

このような日程となった経緯について説明致します。

資料No.5の2枚目、令和6年度答申日別最短効力発生予定日一覧表を御覧ください。最低賃金は、異議申出、本審を経て官報公示から30日後に発効します。これを法定発効と言いますが、異議申出期間の最終日が土・日・祝日の場合は翌日まで期間が延長されること、官報公示は原稿持込から7営業日目、つまり土・日・祝日は繰り延べされるといった事情から、一律に、答申日から何日後としないという事情があります。

今年度につきましては、8月5日答申となりますと、右にずれて法定発効日が9月29日となります。昨年同様の10月1日発効となりますと、効力発効日を指定して官報に公示する指定発効という手続きを取ることとなります。

また、予備日を使い8月7日答申となりますと、第4回本審は8月23日以降となりますが、委員のご都合上8月26日まで開催できず、10月4日の発効となります。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、また、大変暑い時期ではございますが、何とぞ御理解・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 特に御意見等がないようですので、地域別最低賃金の改正を中心とする当面の審議日程につきましては、原案のとおりと致したいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] 異議なしとのことですので、当面の審議日程につきましては、原案のとおりといたします。委員の皆様には御協力をお願いします。

続きまして、議事4最低賃金に関する基礎調査の実施についてにつきまして、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 今年度の最低賃金に関する基礎調査の実施につきまして説明いたします。

資料No.6の最低賃金に関する基礎調査 調査計画を御覧ください。

調査計画の各項目、内容はほぼ例年どおりですが、改めて御説明いたします。

1の調査の目的につきましては、最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、とりわけ中小零細事業所の労働者の賃金の実態を把握することを目的としております。

2の調査対象の範囲につきましては、全国の事業所を対象とし、その規模は(2)のア、イの製造業と情報通信業のうち新聞業、出版業は100人未満、ウからクの卸売業、小売業からサービス業までは30人未満の事業所としております。

ただし、百貨店、総合スーパーにつきましては、特定最低賃金が設定されている関係上、50人以上の事業所としております。いずれも従来と変更はありません。

3の報告を求める個人又は法人その他の団体につきましては、富山県における地域別最低賃金のための調査対象は、(1)アの3行目、カッコ内にあるとおり1,314事業所、特定最低賃金のための調査対象は、同じくイの3行目にあるとおり585事業所で、合計は資料に記載していませんが1,899事業所となっております。事業所の選定は、産業、規模別のまとまりから無作為に抽出する層化無作為抽出という方法で行っております。

対象事業所数は、厚生労働省が設定する標準誤差の範囲内で、厚生労働省から示される数となっており、毎年、若干数値が異なります。

4の報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間につきまして、調査事項は、(1)のア及びイに示す各項目、基準となる期日は、(2)のとおり令和6年6月1日現在としております。

5は省略致しまして、6の報告を求める期間につきまして、調査は1年周期とし、調査の実施期間は令和6年5月中旬から6月上旬までと設定しております。

提出期限について記載はありませんが、今年度は6月10日を提出期限としており、現在、督促並びに記載漏れ等の精査・確認作業を進めています。

なお、期日以降に提出のあったものにつきましても、精度向上のため、可能な限り集計に加えることとしております。

7の集計事項につきまして、資料記載の第1表から第4表までの形で集計します。その結果は、8(1)の結果の公表のとおり、厚生労働省ホームページで公表することとしております。

なお、(2)のとおり、公表期日は翌年6月としていますが、それに先立ち、本審議会へ資料として提出させていただく予定としております。

9の使用する統計基準につきましては、日本標準産業分類によることとしております。

最後に、10のその他ですが、富山県における統計に必要な回答数は、地域別最低賃金が724事業所、特定最低賃金は各業種合計で379事業所となっております。

明細区分、つまり集計する業種区分は別添のとおりです。説明は以上です。

[長尾会長] 今ほどの説明について、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 特になければ、議事5のその他ですが、何かございますか。

[労使各側代表委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項等ございましたら、お願いします。

[佐竹賃金室長補佐] 3点ございます。1点目ですが、特別小委員会、運営小委員会委員の労働者代表委員 中野委員御退任に伴い、石田委員が御就任されました。新しい名簿を資料7、8に付けております。石田委員には、今後ともよろしく願いいたします。

2点目ですが、本日の諮問により法令に基づき専門部会を置くこととなります。地域最低賃金専門部会委員につきましては、関係労働組合及び関係使用者団体から候補者の推薦を頂くこととなっているため、その公示を行います。公示期間は、本日から7月19日(金)までとしております。

3点目ですが、次回、第2回本審は、令和6年7月26日(金)午前9時30分から、富山労働局で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく願いいたします。以上です。

[長尾会長] 以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。



ここまでの議事に関連して、御意見や御質問はございますでしょうか。

[労使各側代表委員] 特にありません。

[長尾会長] 特になければ、最後に議事録確認担当委員についてです。

議事録確認担当委員につきましては、私のほか、労使各側代表委員1名ずつの合計3名とされており、従来から、労働者側、使用者側とも輪番制とすることで御確認いただいております。

本日の会議の議事録確認担当委員につきましては、私のほか、  
労働者代表委員からは、石田委員  
使用者代表委員からは、寺山委員  
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側代表委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議を終了させていただきます。お疲れ様でした。